

選定療養費について

初診時選定療養費 7, 200円（税込）

初診料を算定する患者さまが、他の医療機関等からの紹介状をお持ちでない場合にご負担いただきます。当院で初診料を算定する方は、以下の患者さまの場合です。

1. 当院を初めて受診する方
2. 以前に当院を受診された方でも、一定期間どの診療科にも受診されていない方
※自己の判断で診療を中止され、一定期間受診していない方

但し、医師の指示で継続して診療を受けられている患者さまで、新たに他の診療科を受診する場合は該当しません。

※小児の患者様等、病状によっては1ヶ月程度の診療の間隔でも医学的に初診と認められるケースがあります。この場合は初診料の算定となります。

また、緊急やむを得ない事情により来院された患者さま（救急車で来院された場合等）や公費対象者の患者さまには適用になりません。

再診時選定療養費 3, 050円（税込）

当院では治療により病状が安定した患者さんにつきましては、他の医療機関に紹介を行っておりますが、患者さんご自身の判断で引き続き当院を受診される場合に、通常の診療費の他に別途ご負担頂く費用です。※受診の都度ご負担頂きます。

入院期間が180日を超える場合の費用

同じ症状による通算のご入院が180日を超えた場合、1日につき入院基本点数の15%に消費税10%を加算した額を特定療養費として徴収させていただきます。

一般病棟入院基本料 1日につき2, 728円（税込）